

速報第3351号 R3.8.5発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	3年 文教委員会 8月3日	質 問 者	宮川 潤 委員 日本共産党 (札幌市東区)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 校則について</p> <p>(一) 校則の調査について 私ども日本共産党道議団として、道立高校191校を対象に、学校の決まり、校則の調査を行いました。6月16日にその結果を公表したところですが、その調査結果に基づきまして、質問を行います。また、道教委につきましても、現在、道立高校に対して校則調査を行っていること承知しております。この調査の概要及び目的について、まず伺います。</p> <p>(二) 頭髪の規定について 私どもの調査では、髪型では、ツーブロックを禁止するなどが校則で規定されているところがありますけれども、どう把握されていらっしゃるのでしょうか。行き過ぎた規定については、見直しが必要だと考えますが、どのように対応していくのか、道教委の調査を踏まえて、今後の対応について伺います。</p> <p>(意見) あまり生徒からは納得されないような内容のものもあるようですけれども、一部の学校で見直されているということでありました。</p> <p>(三) 肌着の規定について 肌着に関する校則の規定について、私どもの調査では3校でありました。どう把握されていらっしゃるのか。行き過ぎた規定については、見直しが必要でありますけれども、どう対応していくのか、道教委の調査を踏まえて、今後の対応について伺います。</p> <p>(意見) これも、外から直接見えないところまで規定することについては、見直しも必要というふうに思いますが、すでに見直しについてもされ始めているということでありました。</p> <p>(四) 不登校について あまり厳しすぎる、あるいは細かなところまで規定するというものが、そういう校則が、児童生徒に様々な影響を及ぼすということも考えられます。道内の公立の小・中・高等学校における不登校生徒のうち、その要因として、校則や学校の決まりが含まれている児童生徒の数をお示し下さい。</p> <p>(意見) 小学校で8人、中学校で26人、高校で6人ということですから、合計40人が、校則や学校の決まりが主な要因となって不登校に陥っているということになります。何のための校則なのかということでもあります。また、40人という数字についても、私はずいぶん多いなと大変驚いたところでもあります。</p> <p>(五) 個性の尊重について 髪についてでありますけれども、髪の毛の黒染めということが問題になっています。生徒が生まれ持った</p>	<p>(生徒指導・学校安全課長) 校則の調査についてであります。道教委では、令和元年12月に各道立高校に対し、令和4年度から成年年齢が引き下げられることから、法令との関連を踏まえた校則の見直しを図ることを目的として、各学校において、校則の積極的な見直しを行うよう通知しておりまして、現在、令和元年度から3年度までの間において、本通知を踏まえた校則の見直し状況等について把握を行っているところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 頭髪の規定等についてであります。道教委が本年3月に、全ての道立高校の校則の内容等を改めて確認したところ、33校に記載の事例があり、その中には、 ・髪を立てたりツーブロックなど、一部を刈り上げたり、伸ばしたりしない。 ・変則的な刈り上げ等の華美な髪型は認めない。 などの規定がありました。 校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められているものであることから、道教委では、現在行っている調査結果等から、一部の学校で頭髪の規定が見直されており、他の学校につきましても、学校の状況や規定するに至った経緯等を踏まえまして、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 肌着の規定等についてであります。道立高校3校の校則に記載の事例があり、具体的には、 ・制服の下は、肌着を着用することが望ましい。 ・半袖シャツやポロシャツの下に長袖のインナーを着用するのは禁止する。 ・ワイシャツ、ブラウス内にインナーを着用する。ただし柄物、華美な色は着用しない。 などの規定がありました。 道教委では、現在行っている調査結果等から、一部の学校で服装に関する規定が見直されており、他の学校につきましても、学校の状況や規定するに至った経緯等を踏まえまして、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 不登校の主たる要因についてであります。直近である令和元年度を対象とした国の調査では、不登校の主たる要因が「学校の決まり等をめぐる問題」として、道内の公立学校の児童生徒数は、小学校は、不登校児童数1,986人に対し、8人、中学校は、不登校生徒数5,558人に対し、26人、高校は、850人に対し、6人となっております。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 頭髪に関する指導についてであります。頭髪の色は、それぞれ生まれつき異なっており、人それぞれの</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>個性を尊重すべきであるというふうに思うのですけれども、地毛証明を提出させているところもあるというふうに伺っています。問題なのではないかと思えます。この点の対応について伺います。</p> <p>(六) 校則と人権について 今、頭髪の色などは生まれつき異なっているもので、人それぞれの違いを尊重することが大事だという答弁がありました。私はそのとおりだと思います。しかし、一方で現状は生徒の頭髪の色や性質について文書で提出を求めている事例があるということでありました。私は、今必要な対応をしていくということでもありますから、今後の対応についてぜひ進めたいと思うのでありますが、校則は、児童生徒の人権を守り、その主体性を培うものではないかと思うものであります。私は、地毛証明というものを提出するのであれば、人権にかかわるような問題であるのではないかというふうに感じています。人権を損なうような校則は問題であると思えますが、認識を伺います。</p> <p>(七) 生徒の主体性の確保について 私は校則は、児童生徒が自分の問題として考えるところに教育的な意義があるものと考えております。児童生徒が時代に合っていない校則に対して、主体的に声を上げることはいいことだと考えますけれども、いかがですか。学校側が、そういう声を阻害するようなことはあってはならないと考えますが認識を伺います。</p> <p>(八) 校則改正について 生徒の主体的参加ということでありましたけれども、児童生徒が校則について納得できないと思えるようなことがあった場合に、ではどうしたらいいというふうに考えるのか、困ったなあと考えて、嫌だなあで終わってしまうのかどうかということでもあります。どうやってそれを変えていったらいいのかということがわかりません。校則は改正できるということについて、あるいはその手続きについて、改正そのものを校則に位置付けるべきではないですか、見解を伺います。</p> <p>(意見) 改正について明文化されているということは、児童生徒が校則は変えられるんだと自覚することであり、一層、自分の問題としての認識を深めることになるというふうに考えます。また、只今の答弁の中で、学校のホームページで地域住民にも公表するとか、生徒が主体的に話し合う機会を設けるというようなこともありました。学校を生徒が選択する場合に、なかなか校則のことまで視野に入らないということがあるかもしれません。制服のことは色々見ることも多いそうでありまして、地域住民にまで広げて、それがわかるようにするということが、重要なことだというふうに思います。</p> <p>(九) 校則のあり方の原則について 校則で規定している具体的な内容については、各校の裁量のもとで規定されるものと認識しております。</p>	<p>違いを正しく尊重することが重要と認識しております。道立高校では、頭髪に関する規定として、入学時に、全ての生徒、保護者に対し、学校の指導方針として頭髪を染色しないことや、パーマをしないことなどについて説明した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者に、生徒の頭髪の色や性質について、文書により提出を求めている事例 ・生徒が、口頭で申し出るなどの方法で対応している事例 <p>がありました。校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められているものであることから、道教委では、現在行っている調査結果等をもとに、学校の状況や規定するに至った経緯等を踏まえまして、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 校則と人権との関わりについてであります。学校においては、人権尊重の精神の涵養を目的として、教育活動全体を通じて、人権に関する教育の充実を図ることが求められており、校則につきましても、こうした考え方を踏まえ、各学校で適切に制定・運用されることが重要と考えております。頭髪の色につきましては、それぞれ生まれつき異なっており、人それぞれの違いを正しく尊重することが大切と考えておりました。道教委では、現在行っている調査結果等をもとに、学校の状況や規定するに至りました経緯等を踏まえ、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>(指導担当局長) 生徒の主体的な取組についてであります。校則の見直しに当たり、学校がその方針等を明らかにした上で、生徒が主体的に話し合うことを通して、校則に対する理解を深め、自ら守ろうとする態度を身に付けるようにすることは重要であります。道教委としては、各学校に対しまして、校則は、学校運営の責任者である校長が定めるものであるが、校則の見直しに当たっては、様々な教育活動の場において、生徒が話し合う機会を設けるなど、生徒が主体的に参加した上で行われることが望ましいことについて、引き続き指導助言してまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 校則の改正についてであります。道教委といたしましては、学校が校則を見直すに当たっては、生徒が主体的に話し合う機会を設けたり、保護者の意見を参考にしたりするとともに、学校ホームページ等を通して、地域住民にも校則を公表し、学校運営協議会等で御意見を伺うなど、定期的に校則を見直すことができる仕組みづくりが重要と考えておりました。一部の学校で改正手続きを見直し、明文化することを検討している学校もありますことから、今後、各学校が、生徒や保護者等とも共有しながらこうした取組を行うことができるよう校則の改正の仕組みづくりについて指導してまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 校則の在り方についてであります。校則は、学校が自校の教育目標を達成するため、生徒が守るべき学</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>す。校則のあり方の原則については、私は例えば、社会通念上の合理性を確保しているかどうかということ、それから児童生徒の共通理解になっているかどうかということ、入学時までには児童生徒及び保護者等に周知をして、地域住民にも公開していること、見直し規定があること、こういったことは重要な原則的事項だと考えます。道教委の認識について伺います。</p> <p>(十) 各校で議論を進めることについて 道教委が現在調査を進めているのは、校則を見直ししているかどうかということであって、私はこれ自身は大事なことであるというふうに思います。しかし、見直しだけではなくて、その校則そのものが内容が適切かどうかということも私は重要な点だと思います。しかし、内容については一つ一つの学校で決めるということでもあります。そこで、只今申し上げました、校則の原則については、それは一定の物差しが必要ではないかと考えているところであり、校則の内容については児童生徒が納得していること、あるいは社会通念上の合理性を確保している、こういったことについては、まず、各校で議論を進めるべきというふうに思います。この点について御見解を伺います。</p>	<p>習上、生活上の規律について、必要かつ合理的範囲内において制定するものでございます。こうしたことから、道教委といたしましては、各学校において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ等を通して、地域住民にも校則を公表し、学校運営協議会等で御意見を伺うことなどを通して校則の運用状況を評価するなど、その見直しの仕組みを確立すること ・生徒が主体的に話し合うことを通して、校則に対する理解を深め、自ら守ろうとする態度を身に付けるようにすること ・学校説明会等で生徒及び保護者が十分理解し、新たな学校生活を円滑に始められるようにすること <p>などの取組が重要と考えております。</p> <p>(学校教育監) 校則についてであります。校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、校長が定めるものであります。各学校においては、教育の目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものとなっているかについて、社会環境や生徒の実情などを踏まえ、話し合いを進め、絶えず見直しをしていくことが重要であると考えております。道教委では、各学校において、こうした話し合いが行われ、生徒の個性を尊重し、よりよい学校生活を送るためにふさわしい校則が制定され、適切に運用されるよう指導助言に努めてまいります。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>